

佐賀県選挙管理委員会告示第十五号

平成二十三年四月十日執行予定の佐賀県議会議員選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日並びに選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する期間を次のとおり定める。

平成二十三年三月十八日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 被登録資格の決定の基準となる日

平成二十三年三月三十一日。ただし、年齢については、平成二十三年四月十日

二 登録を行う日

平成二十三年三月三十一日

三 縦覧に供する期間

平成二十三年四月一日